

投資家の皆様へ

PayPayアセットマネジメント株式会社

「PayPay投信 日経225インデックス」及び「日経225インデックスマザーファンド」
の投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「PayPay投信 日経225インデックス」（以下、「ファンド」という場合があります。）及びファンドが主要投資対象とする親投資信託「日経225インデックスマザーファンド」（以下、「マザーファンド」という場合があります。）につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

【変更の内容及び理由】

（1）委託者の変更

ファンド及びマザーファンドの委託者である弊社は2025年9月末を目途に事業を終了することを予定しているため、委託者を「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」（以下、「アセットマネジメントOne」といいます。）に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、投資信託約款を変更させていただき予定となりました。

変更後に委託者となる予定のアセットマネジメントOneの概要は以下の通りです。 ※2024年9月末現在

- アセットマネジメントOneは、国内の個人投資家、金融機関や年金などの機関投資家を中心とした幅広い投資家層向けに資金の運用を行なっている、わが国有数の運用会社のひとつです。

所在地：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金：20億円

従業員数：917名

運用資産残高：約70兆円

これに伴い、ファンド名称を「PayPay投信 日経225インデックス」から「インデックスオープン・日経225」へ変更し、ファンド及びマザーファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

（2）主要投資対象とする親投資信託の追加

ファンドの委託者の変更に伴い、ファンドの主要投資対象である親投資信託について、アセットマネジメントOneを委託者とする「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」を追加し、運用の効率化を目指してまいります。

（3）その他の変更

ファンドの取得・一部解約の申込みへの対応として、やむを得ない事情が発生した場合に、一度販売会社で受け付けたファンドの取得・一部解約の申込みを委託者が取り消すことができる旨を追加いたします。これは市場機能の停止など不測の事態が発生した際における受益者間の公正を期すための対応となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、現状ファンドで負担することが可能となっている各種書類の印刷、作成等に伴う費用について委託者負担とすべく、関連する条項を削除いたします。

※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表(案)」をご参照ください。

当ページは目論見書の内容ではありません。

【変更予定日及び変更適用予定日】

上記の投資信託約款変更は、2025年6月13日で行い、2025年8月12日より適用する予定です。

2025年4月30日現在の受益者の方は、受益権の口数（マザーファンドについては、ファンドの信託約款に係る受益者の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。）に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

この投資信託約款変更に係る書面による決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り2025年8月12日を適用日として投資信託約款の変更を行いません。

なお、上記の議決権数による賛成が得られずこの投資信託約款変更の決議が否決された場合は、投資信託約款の変更を行いません。この場合、投資信託約款の変更を行わない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。ただし、その場合、弊社の事業終了日が確定した段階で、投資信託及び投資法人に関する法律及び投資信託約款の規定に準じて、ファンドは信託の終了（償還）に向けた手続きを進めることとなります。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

敬具

投資信託約款の変更に係る新旧対照表 (案)

(変更日：2025年6月13日 変更適用日：2025年8月12日)

変更部分は、_____ (下線) で表示してあります。

1. PayPay投信 日経225インデックス

新	旧
追加型証券投資信託 <u>インデックスオープン・日経225</u> 信託約款	追加型証券投資信託 <u>PayPay投信 日経225インデックス</u> 信託約款
運用の基本方針	運用の基本方針
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>日経225インデックスマザーファンドおよびインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド</u> (以下、総称して「マザーファンド」という場合があります。) 受益証券を中心に投資します。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用されている銘柄を実質的な主要投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株式への投資に代えて、上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用する場合があります。</p> <p>②～④ (省 略)</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスと概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>日経225インデックスマザーファンド (以下、「マザーファンド」という場合があります。) 受益証券を中心に投資します。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用されている銘柄を実質的な主要投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスと概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株式への投資に代えて、上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用する場合があります。</p> <p>②～④ (同 左)</p>
<p>(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>アセットマネジメントOne株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>②～④ (省 略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>②～④ (省 略)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。)等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび<u>すでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。</u></p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として、<u>アセットマネジメントOne株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された日経225インデックスマザーファンドおよびインデックス マネジメント</p>	<p>(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>PayPayアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>②～④ (同 左)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (同 左)</p> <p>②～④ (同 左)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。)等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として、<u>PayPayアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された日経225インデックスマザーファンド (以下、「マザーファンド」とい</p>

新	旧
<p>ファンド 225 マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。</p> <p>（省略）</p> <p>②～⑤（省略）</p> <p>（信託事務等の諸費用）</p> <p>第38条（省略）</p> <p>② 前項に定める諸費用のほか、<u>信託財産の財務諸表の監査に要する費用</u>（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>③ 前項の諸費用は、第39条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。</p> <p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第44条（省略）</p> <p>②～④（省略）</p> <p>⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一</p>	<p>います。）受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。</p> <p>（同 左）</p> <p>②～⑤（同 左）</p> <p>（信託事務等の諸費用）</p> <p>第38条（同 左）</p> <p>② 前項に定める諸費用のほか、<u>以下の諸費用</u>（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用</u> 2. <u>信託約款の作成、印刷および交付に係る費用</u>（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。） 3. <u>運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用</u>（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。） 4. <u>この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用</u>ならびに<u>信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用</u> 5. <u>信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用</u> <p>③ 委託者は、<u>前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。</u></p> <p>④ 前項に基づいて、<u>実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。</u></p> <p>⑤ 前項の場合において、<u>第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第36条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、第39条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。</u></p> <p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第44条（同 左）</p> <p>②～④（同 左）</p> <p>⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。</p>

新	旧
<p>部解約請求の受付を取り消すことができます。</p> <p>⑥ (省 略)</p> <p>(公告)</p> <p>第55条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/</p> <p>② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載します。</p>	<p>⑥ (同 左)</p> <p>(公告)</p> <p>第55条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 <u>公告アドレス</u> https://www.paypay-am.co.jp/notification/</p> <p>② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>官報</u>に掲載します。</p>

2. 日経225インデックスマザーファンド

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
<p>1. 基本方針 この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ①わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株式への投資に代えて、上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用する場合があります。</p>	<p>1. 基本方針 この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスと概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ①わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスと概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株式への投資に代えて、上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用する場合があります。</p>
<p>(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)</p> <p>第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、<u>アセットマネジメントOne株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>②～④ (省 略)</p> <p>(受益者)</p> <p>第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする<u>アセットマネジメントOne株式会社</u>の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。</p> <p>(公告)</p> <p>第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/</p> <p>② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載します。</p>	<p>(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)</p> <p>第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、<u>PayPayアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>②～④ (同 左)</p> <p>(受益者)</p> <p>第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする<u>PayPayアセットマネジメント株式会社</u>の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。</p> <p>(公告)</p> <p>第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 <u>公告アドレス</u> https://www.paypay-am.co.jp/notification/</p> <p>② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>官報</u>に掲載します。</p>

 PayPay 投信

日経225インデックス

追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型

225

※本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社 | ファンドの運用の指図を行なう者

PayPayアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第387号

設立年月日：2004年5月12日

資本金：95百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：1,801億円

（資本金・純資産総額は、2024年9月末日現在）

委託会社の照会先

・照会ダイヤル **0120-580446**（営業日の9:00～17:00）

・ホームページ <https://www.paypay-am.co.jp>

受託会社 | ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

三井住友信託銀行株式会社

■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド	日経225 (配当込み)

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行なう「PayPay投信 日経225インデックス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年6月4日に関東財務局長に提出しており、2024年6月5日にその届出の効力が生じております。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、受託会社において信託法（平成18年法律第108号）に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

|| ファンドの目的

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックス(以下、「日経平均株価(配当込み)」または「連動対象指数」という場合があります。)と概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※日経平均トータルリターン・インデックスは、配当込みの日経平均株価の値動きを示す株価指数です。

|| ファンドの特色

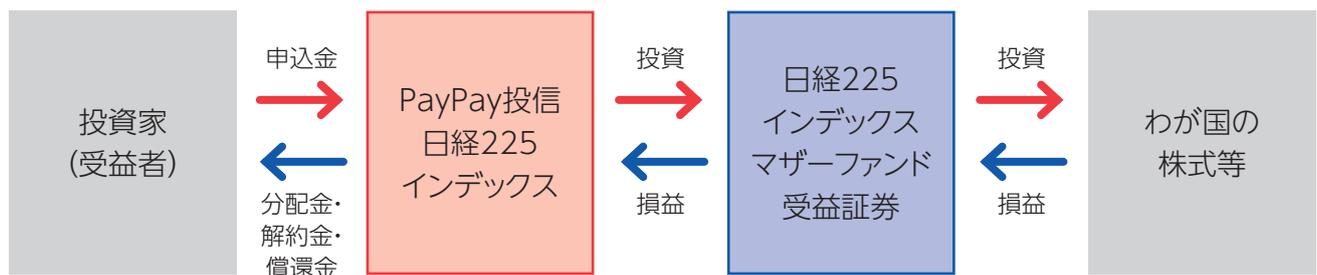
a. わが国の株式を主要投資対象とし、日経平均株価(配当込み)に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

●日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とします。なお、株式への投資に代えて、上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用する場合があります。

※日経平均株価は日本経済新聞社が東京証券取引所第一部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄の株価を基に算出した指数です。「日経225」、「日経平均」などと称されることもあります。

■ファミリーファンド方式について

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」により行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンド(「ファミリーファンド方式」において、「ベビーファンド」といいます。)の資金をまとめて「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行なう仕組みです。当ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて、実質的にわが国の株式等に投資を行ないます。



※ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。また、新たなベビーファンドを設定し、日経225インデックスマザーファンド受益証券へ投資することがあります。

1. ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

- ①マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③外貨建資産への投資は、行ないません。
- ④デリバティブの使用(マザーファンドにおける使用を含みます。)は、ヘッジ目的に限定しません。

■ 分配方針

- ①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行わない場合もあります。
- ②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※上記は今後変更となる場合があります。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

●「日経平均」について

「日経平均」(「日経平均株価」、「日経225」、「日経平均トータルリターン・インデックス」を含みます。)は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は「日経平均」自体及び「日経平均」を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「日経」及び「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。当ファンドは、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は「日経平均」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて、主として株式など値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<主な変動要因>

株価変動リスク	一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
株式先物取引による運用に伴うリスク	株式先物取引の価格は、様々な要因(株価水準、政治・経済・社会情勢、金融・証券市場の動向、貿易動向等)に基づき変動します。先物市場の変動の影響を受け、基準価額が下落し、投資元本を下回ることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

■基準価額の動きの留意事項について

当ファンドは、日経平均トータルリターン・インデックスに概ね連動する投資成果を目指して運用を行いません。ただし、主として以下の要因等により、運用目標が達成できない場合がありますので、ご注意ください。

- ・運用資金の増減等の対応のために行なった株式等の売買のタイミングの影響等により、連動対象指数の構成銘柄のすべてを当該指数の算出方法どおりに組入れられない場合
- ・株式の約定価格と基準価額の算出に使用する株価に差が生じた場合
- ・上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用した場合において、上場投資信託証券や株価指数先物取引の価格と連動対象指数の値動きに差が生じた場合
- ・株式や上場投資信託証券、株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- ・売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等の負担
- ・連動対象指数の採用銘柄の変更や指数の算出方法の変更等による影響
- ・大幅な変動や急激な変動、流動性の低下等により、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

2. 投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

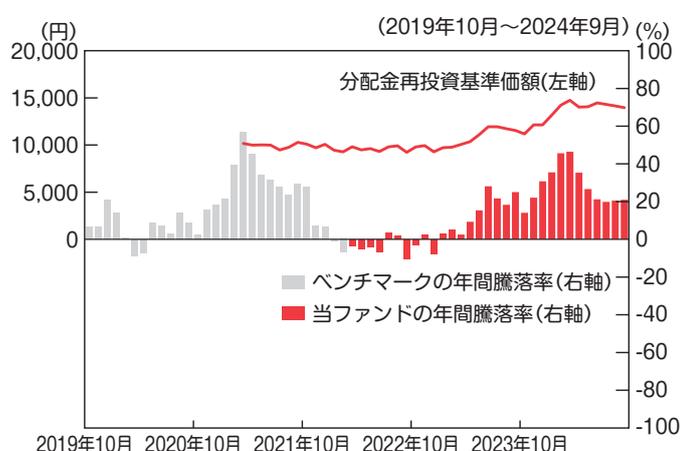
信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。また、流動性リスク管理に関する社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。運用委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

2. 投資リスク

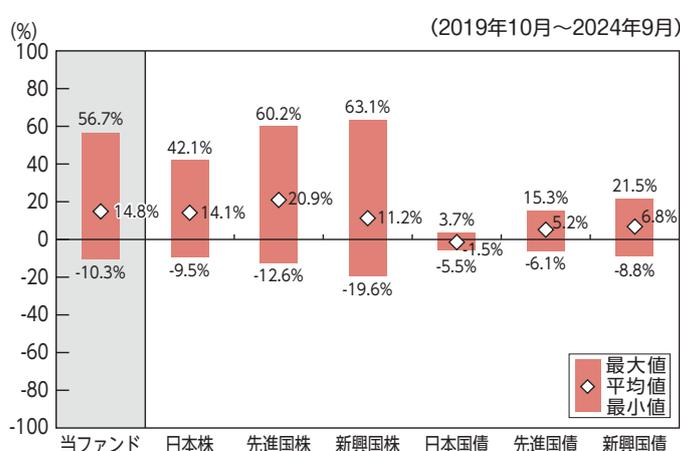
参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は設定日の属する月の月末より表示しています。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率は、過去5年間分のデータがないため、算出可能な期間についてのみ表示しています。ファンドの年間騰落率がない期間についてはベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

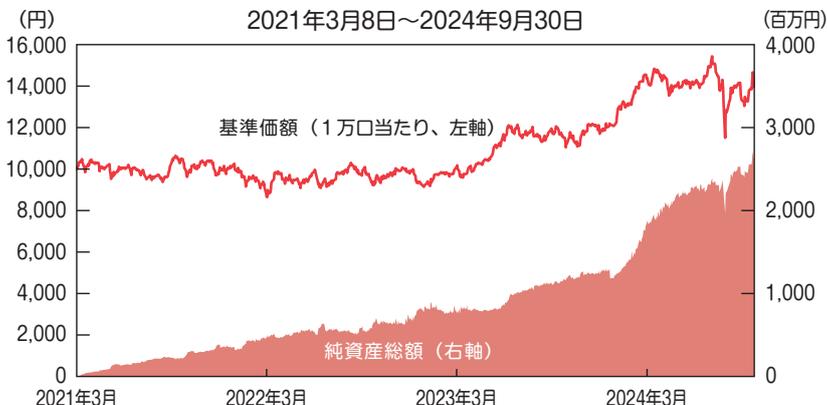
※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

3. 運用実績

データは2024年9月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金
第1期(2022年3月7日)	0円
第2期(2023年3月6日)	0円
第3期(2024年3月5日)	0円
第4期(2025年3月5日)	-
第5期(2026年3月5日)	-
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

《基準価額・純資産総額》

基準価額	13,962円
純資産総額	2,574百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

資産の種類	比率(%)
株式	86.4
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	13.6
株式先物取引(買建)	13.5

◆株式の組入上位5業種の組入比率

業種	比率(%)
1 電気機器	22.1
2 小売業	12.3
3 情報・通信業	9.9
4 化学	5.7
5 医薬品	5.2

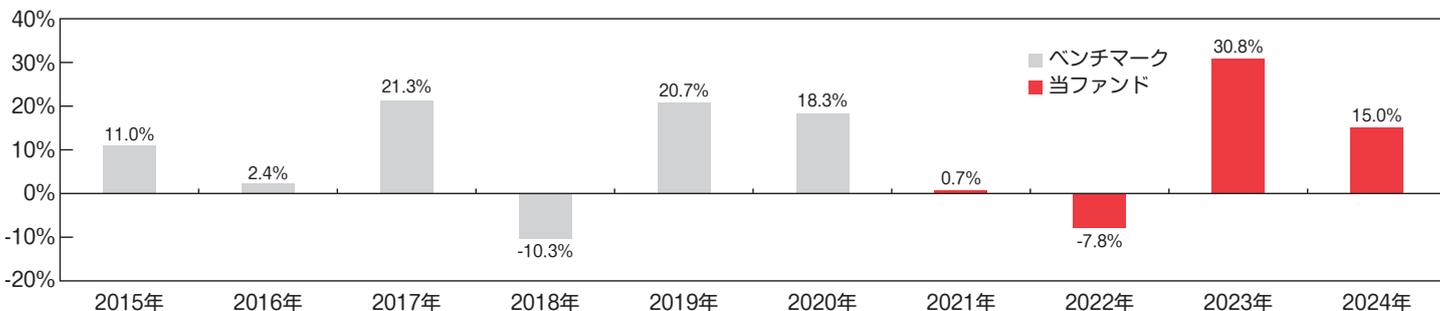
※比率は、純資産総額に対する割合を記載しています。

※当ファンドは、日経225インデックスマザーファンド受益証券を通じて、わが国の株式等に投資しますので、比率は実質比率を記載しています。

◆株式組入上位10銘柄の組入比率

	銘柄名	業種	比率(%)
1	ファーストリテイリング	小売業	9.6
2	東京エレクトロン	電気機器	5.7
3	アドバンテスト	電気機器	4.0
4	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.8
5	信越化学工業	化学	2.2
6	KDDI	情報・通信業	2.1
7	TDK	電気機器	2.0
8	リクルートホールディングス	サービス業	2.0
9	テルモ	精密機器	1.6
10	ファナック	電気機器	1.6

年間収益率の推移



※当ファンドのベンチマークは「日経平均トータルリターン・インデックス」です。

※2020年まではベンチマークの年間収益率です。当該ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※2021年は設定日(2021年3月8日)から年末までの騰落率、2024年は2024年9月末日までの騰落率を記載しています。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	換金代金は、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2024年6月5日から2025年6月4日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、換金の金額に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限です(2021年3月8日当初設定)。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則として、毎年3月5日に決算を行ないます。なお、当該日が休日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として、年1回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	信託金の限度額は、1兆円とします。
公 告	委託会社が行なう公告は、電子公告により行ないます。 公告アドレス https://www.paypay-am.co.jp/notification/
運用報告書	決算時および償還時の受益者に対して、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」及び「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

◆ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用														
購入時手数料	ありません。													
信託財産留保額	ありません。													
■投資者が信託財産で間接的に負担する費用														
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.143% (税抜年0.13%)の率を乗じて得た額です。 委託会社、販売会社、受託会社間の配分および役務の内容については次のとおりです。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配分(税抜)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.05%</td> <td>資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.06%</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.02%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>		配分(税抜)	役務の内容	委託会社	年0.05%	資金の運用の対価	販売会社	年0.06%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
		配分(税抜)	役務の内容											
	委託会社	年0.05%	資金の運用の対価											
販売会社	年0.06%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価												
受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価												
上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。														
その他の費用・手数料	①法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託財産中から支払われる場合があります。これらの報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。 ②有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。 ※上記①および②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。													

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◆税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

4. 手続・手数料等

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.17%	0.15%	0.02%

※対象期間は2023年3月7日～2024年3月5日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

 PayPay アセットマネジメント株式会社